

家島町水産観光推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 家島町水産観光推進協議会（以下「協議会」という。）は、家島再生に向け町民が一丸となって、観光振興ビジョンにおける観光振興プログラムや戦略方策等を踏まえ、観光立島への実践的なプログラムの策定と水産・観光事業、交流・連携事業を推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 都市住民との交流事業の推進
- (2) 家島の水産業・観光業等の推進
- (3) 海の駅構想の調査、研究
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 この協議会は、観光関係団体、水産関係団体及びその他の関係団体の代表をもって組織する。

(役員及び職務)

第4条 協議会に委員長、副委員長及び監事をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 監事は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 定例協議会は、年4回（2月・5月・9月・11月）とし、臨時に協議会を開催することができる。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(会計)

第6条 この協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費の額は、年10,000円とする。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、家島観光事業組合内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

別紙

会員団体名

1. 家島観光事業組合
2. 家島漁業協同組合
3. 坊勢漁業協同組合
4. 県立いえしま自然体験センター
5. 姫路市家島地域事務所
6. 姫路市水産漁港課
7. その他関係団体